

地方独立行政法人奈良県立病院機構 業務方法書（案）

（目的）

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項の規定に基づき、奈良県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成19年奈良県規則第63号）第2条に規定する事項を定め、地方独立行政法人奈良県立病院機構（以下「法人」という。）の業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務執行の基本方針）

第2条 法人は、法第26条第1項の規定により、中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果的な執行に努めるものとする。

（業務の委託）

第3条 法人は、定款第22条に規定する業務の一部を法人以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができる。

（委託契約）

第4条 法人は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

（契約の方法）

第5条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により締結するものとする。

（その他の事項）

第6条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この業務方法書は、奈良県知事の認可があった日から施行し、平成26年4月1日から適用する。